

## 市立富良野図書館施設使用者に関する事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、市立富良野図書館設置条例(昭和46年条例第28号)第7条及び同条例施行規則(平成19年教育委員会規則第9号)第7条の規定に基づき、施設使用者に対する事務取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

### (使用者の認定申請)

第2条 新規に施設利用の申請をしようとする者は、あらかじめ市立富良野図書館施設使用者認定申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)を富良野市教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

2. 現在の施設使用者は、既に認定を受けているものとする。

### (使用者の認定審査)

第3条 委員会は、前条の規定によって申請書が提出されたときは審査会を開催し、第4条に規定する認定基準によって審査し、市立富良野図書館施設使用者認定通知書(別記第2号様式)により、その申請者に通知するものとする。

2. 審査会は教育部長、社会教育課長、図書館長により構成するものとする。

3. 審査会の庶務は図書館が行うものとする。

### (使用者の認定基準)

第4条 使用者の認定基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 組織体制及び責任の所在が明確になっていること。
- (2) 図書館法に定められた図書館機能を活用した教養、調査研究、読書推進及び図書館ボランティア活動等に資する活動であり、その効果が期待できるものであること。
- (3) 他の社会教育施設を使用することが不可能な者であること。
- (4) 政治活動、宗教活動及び営利を目的とした活動を行わないこと。

### (変更の届出)

第5条 認定を受けた使用者は、申請内容に変更があった場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

### (認定の取消し)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者としての認定を取消すものとする。

- (1) 使用者からの申出があったとき。
- (2) 第4条に規定する認定基準による要件を具備できなくなったとき。
- (3) 虚偽の申請があったとき。
- (4) その他委員会が特に必要と認めるとき。

### (委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成21年2月13日より施行する。

別記第 1 号様式

市立富良野図書館施設使用者認定申請書

年 月 日

富良野市教育委員会 様

申請者 住 所

使用者名

電話番号

市立富良野図書館施設使用者の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

添付書類 ・ 市立富良野図書館施設使用者情報カード

## 市立富良野図書館施設使用者情報カード

団体名			
活動目的			
代表者	住所		
	氏名		電話番号
事務局	住所		
	氏名		電話番号
団体設立 年月日	年 月 日（※不明な場合は〇〇年頃と記入）		
会員数	小中学生 名、高校生 名、一般 名、合計 名		
会費	（年額/1人当り） 円（又は月額） 円		
活動内容			
活動日時			
活動場所			
特記事項			

平成 年 月 日

様

富良野市教育委員会  
教育長 宇佐見正光  
(公 印 省 略)

市立富良野図書館施設使用者認定書

先に提出のあった認定申請について、審査の結果適当と認めたので認定といたします。

[使用条件]

- ・ 図書館蔵書を積極的・効果的に活用すること。
- ・ 施設利用にあたっては、事前に申請書を提出すること。